

1 適用

令和5年(2023年)3月1日以降に契約する農業土木工事

2 対応方針

北海道農業土木工事共通仕様書(以下、共通仕様書)に下記事項を追加しています。

- (1) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)の提出時に工事監督員へ内容を説明願います。
- (2) 受注者は計画書を書面または映像(デジタルサイネージ)により、工事現場の見やすい場所へ掲示してください。
- (3) 計画書は受注者のWebサイトに公開するよう努めてください。(努力義務)
- (4) 計画書・実施書の保管期間を1年から5年に変更します。
- (5) 受注者は工事監督員から請求があったときは、実施状況を報告願います。

3 対象工事

共通仕様書の定めにより、計画書の提出が必要な全ての工事

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂、碎石(新材又は再生材)、その他の再生資材を搬入する工事	建設発生土、Co塊、As塊、建設発生木材(木材製品等)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト(飛散型)等を搬出する工事

※どちらも数量は問わず、搬入、搬出を伴う工事は全て対象

改正省令は下表左側に該当する工事が対象となっているが、**下表によらず「共通仕様書の規定により、計画書の提出が必要な工事」に拡大して適用する。**

資源有効利用促進法	建設リサイクル法
(再生資源利用促進計画書・実施書) 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬出 Co・As塊、建設木材 合計200t以上の搬出	(再生資源利用(促進)計画書・実施書) 契約金額(税込み)500万以上の工事 特定建設資材の使用または搬出がある工事は数量に関わらず、提出
(再生資源利用計画書・実施書) 建設発生土 1,000⇒500m ³ 以上の搬入 碎石 500t以上の搬入 As混合物 200t以上の搬入	※第11条の規定で通知が必要な工事の取り扱いは従来どおり変更なし。

※省令の改正概要は別添参照



北海道

北海道農政部事業調整課技術指導係
電話：011-231-4111(内線:27-185)

その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.